

福島市小型除雪機械購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雪積雪期における地域の狭隘な生活道路及び歩道(原則として市道)の除排雪を町内会等の団体が自ら行うときに、使用する小型除雪機械の購入に対して行う補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 団体 町内会又は除雪ボランティア団体及び市長が認める団体であって、かつ暴力団との関係を有していない団体をいう。
- 二 生活道路及び歩道 福島市道として認定し、若しくは管理している道路又は歩道のうち通行の用に供されている部分をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、新品の小型除雪機械購入に要する費用とし、小型除雪機械の維持管理及び運行に係る経費は対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、小型除雪機械の購入に要する経費の2分の1とし、30万円を限度とする。

2 補助金の額に、千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 各年度において団体に交付する補助金の総額は、当該年度の本市の予算額を上限とする。

(補助交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助を受けて購入した小型除雪機械による除雪を5年以上行うこと。
- 二 本市が小型除雪機械の管理及び除雪実施状況に関する調査を実施する場合には、これに協力すること。
- 三 この補助金の交付を受けることができる者は、暴力団との関係を有していないこと。
- 四 その他市長が必要と認める事項

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市が指定する日までに小型除雪機械購入補助金交付申請書(様式第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 購入計画書(様式第2号)
- 二 小型除雪機械の見積書及び仕様書
- 三 除雪路線図(除雪を実施する生活道路等の位置図)

四 その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書の内容が適当であると認めた場合には、予算の範囲内で補助予定額を決定し、小型除雪機械購入補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書が不適切である等の理由により、補助金の不交付を決定する場合は、その理由を付して当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、小型除雪機械を購入後、速やかに小型除雪機械購入実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 収支決算書(様式第5号)
- 二 購入した小型除雪機械の写真
- 三 購入領収書の写し
- 四 購入した小型除雪機械の保管状況写真及び保管場所
- 五 その他市長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第9条 市長は、前項の報告を受けたときは、報告書等の審査を行い、その内容について適切と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、小型除雪機械購入補助金額決定通知書(様式第6号)により、当該団体に通知するものとする。

2 やむを得ない事情により、小型除雪機械の購入が不可能となった場合は、小型除雪機械購入補助金交付決定取下げ書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金額の決定を受けた団体は、小型除雪機械購入補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付請求があった場合、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、購入した小型除雪機械を市長の承認を受けずに、譲渡し、貸付付けし、売却し、取り壊し、又担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた日から起算して10年間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた団体が、次の各号に該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- 一 補助を受けることについて、不正な行為があった場合
- 二 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- 三 補助することが不相当と認められる事実があった場合

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附則(様式)

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附則(施行期日)

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。